

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和4年4月14日(2022.4.14)

【公開番号】特開2020-173670(P2020-173670A)

【公開日】令和2年10月22日(2020.10.22)

【年通号数】公開・登録公報2020-043

【出願番号】特願2019-75855(P2019-75855)

【国際特許分類】

G 06 F 3/0346(2013.01)

10

A 63 F 13/213(2014.01)

A 63 F 13/24(2014.01)

G 06 F 3/01(2006.01)

【F I】

G 06 F 3/0346 4 2 2

A 63 F 13/213

A 63 F 13/24

G 06 F 3/01 5 7 0

【手続補正書】

20

【提出日】令和4年4月6日(2022.4.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ケース体と、当該ケース体の外部に光を出射する複数のマーカと、を備えたデバイスであって、

30

当該デバイスの状態を示すインジケータと、

複数のマーカを所定の周期で点灯させる制御部を備え、

前記インジケータの光源と、前記複数のマーカの光源とは異なるものであって、

前記制御部は、前記インジケータを、前記複数のマーカの消灯期間に点灯させる、ことを特徴とするデバイス。

【請求項2】

前記制御部は、前記複数のマーカの点灯期間に、前記インジケータを点灯させない、ことを特徴とする請求項1に記載のデバイス。

【請求項3】

前記制御部は、撮像装置が当該デバイスを撮影する露光期間に、前記インジケータを点灯させない、

ことを特徴とする請求項1または2に記載のデバイス。

【請求項4】

前記デバイスは、ユーザが操作する操作部材を有する入力デバイスである、ことを特徴とする請求項1から3のいずれかに記載のデバイス。

【請求項5】

前記デバイスは、ヘッドマウントディスプレイに取り付けられた撮像装置により撮影される、

ことを特徴とする請求項1から4のいずれかに記載のデバイス。

50